

福 井 県

～ 福井県地域医療構想（案） ～ に関する 県民パブリックコメント意見募集の結果

平成 2 8 年 4 月 2 8 日
福井県健康福祉部地域医療課

「福井県地域医療構想（案）」について、県民の皆様から貴重な御意見をいただき、厚くお礼申し上げます。提出されました御意見の概要等を、以下のとおり公表します。

- 1 募集期間 平成 2 8 年 2 月 2 5 日（木）～ 3 月 1 0 日（木）
- 2 意見件数（意見提出者数）
2 7 件（1 2 人）
- 3 提出された御意見の概要および県の考え方
別添資料のとおり
- 4 問い合わせ先
福井県健康福祉部地域医療課
電話番号 0 7 7 6 - 2 0 - 0 3 9 7
ファックス 0 7 7 6 - 2 0 - 0 6 4 2
E-mail iryou@pref.fukui.lg.jp

福井県地域医療構想(案)に関する県民パブリックコメント
意見の概要および県の考え方

【必要病床数について 11 件】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	地域住民が安心して医療を受けるための受け皿となる慢性期病床については、必要病床数の十分な検討をお願いしたい。	慢性期の必要病床数は、できるだけ住所地に近いところで入院することが望ましいとの考え方のもと、患者の流出入を見込まず、患者住所地の医療需要をベースに推計しています。 なお、この必要病床数は、医療機関が病床の転換や在宅医療の充実等に自主的に取り組む際の方向性を示すものであり、現在の病床を機械的・強制的に削減するものではありません。 構想の策定後は、構想区域ごとに地域の実情も踏まえながら、病床の機能分化・連携等について協議していくこととしており、ご意見については、地域医療構想調整会議で参考にさせていただきます。
2	高齢者は、大きな病院でなくても、自宅で療養することが大変な時もある。身近な地域に入院できる病院があれば、安心して高齢者世帯でも自宅で暮らしていける。	慢性期の療養については、病床のみならず介護施設等も含め地域全体で支えることが必要と考えています。 地域医療構想区域ごとに住民ニーズや地域の実情等も踏まえながら、医療提供体制の確保に努めていきます。
3	医療機関の役割分担と連携を進めるため、大きな病院の病床削減の回避手段としての急性期から回復期病床への転換は避けるべきである。	地域医療構想に「中核的な病院の高度医療の推進と急性期医療への特化」を盛り込んでいます。 構想の策定後は、構想区域ごとに地域の実情も踏まえながら、病床の機能分化・連携等について協議していくこととしており、ご意見については、地域医療構想調整会議で参考にさせていただきます。
4	脳卒中や心筋梗塞など緊急処置や治療に対応するため、小浜病院の急性期病床は維持すべきである。	小浜病院を救命救急センターに指定しており、引き続き必要な機器整備を支援するなど嶺南地域の医療の確保に努めていきます。
5	嶺南地域の医療機関数や病床数がますます減っていくようなことがないようにしてほしい。嶺北の医療機関への依存度が、さらに高くないようにお願いしたい。	構想の策定後は、構想区域ごとに地域の実情も踏まえながら、病床の機能分化・連携等について協議していくこととしており、ご意見については、地域医療構想調整会議で参考にさせていただきます。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
6	入院患者の特質性から、一般病棟の扱いではなく、重症心身障害児者病棟として単独の枠を作ってほしい。	厚生労働省は必要病床数の算定にあたり、重症心身障害児の病床を含めていますが、今後取扱いについて検討していくこととしています。
7	親の年齢も高齢となっており、子の明日に不安を感じている。重症児の地域での生活が困難となり、待機せざるを得ない状態が続き不安な毎日が続く。障害児の受入れの窓口を大きくしてほしい。	<p>なお、医療型障害児入所施設の病床は県内に 3 か所(定員 260 人)ありますが、現在満床ではない状況となっています。</p> <p>療養については、入所のほか、地域で安心して生活できる環境整備が重要であり、平成 27 年 8 月から在宅の重症心身障害児者の家族の負担軽減を図るため、重症心身障害児者を受け入れる医療的ケアが可能な事業所を支援しています。</p>
8	今後とも重症障害児者にご理解をいただき、専用療養所を確保いただくようお願いする。	こうした取組みなどを地域医療構想に記載し、地域生活を支えるサービスの充実を図っていきます。
9	<p>全国には入所を希望する重症の心身障害児者が数千人もいると聞く。この人たちが1日も早く入所できて親、子どもとも安心した生活ができればと思う。</p> <p>国立敦賀医療センター「ひまわり病棟」の増床と重症児専属の医師の配置をお願いしたい。</p>	
10	子どもたちが地域では、両親の手を借りなければ生きてゆけない事情があり、この両親とて明日への生活にも事欠く現状である。施設の増床をお願いする。	
11	増床も含め全ての重症心身障害者が障害を持っていない人と同じようにニーズにあった援助を受けられるような努力「予算、対策、施策など」をお願いする。	

【目指すべき医療提供体制の実現に向けて 13 件】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
12	<p>がん治療は手術だけでなく、化学療法の継続や定期的な通院が必要な場合もある。</p> <p>地元の医療機関で適正な医療が受けられるよう、がんの医療等について二次医療圏での均一化を推進するべきである。</p>	<p>質の高いがん医療を受けることができるよう、5つのがん診療連携拠点病院を中心に最新の放射線治療など高度な医療を提供していきます。</p> <p>また、地域の病院における一般病棟等を活用した緩和ケアや、訪問看護師による在宅緩和ケアを推進していきます。</p>
13	<p>増加するがん患者に対応するため、中核的な病院から在宅緩和ケアに橋渡しする仕組みが地域に必要である。</p>	<p>構想の策定後は、関係者と構想実現に向け医療提供体制について協議していくこととしており、ご意見については、地域医療構想調整会議で参考にさせていただきます。</p>
14	<p>陽子線がん治療の副作用や、どのがんに、どのくらいのステージに、どの程度有効なのか、副作用等も含め開示していくべきである。</p>	<p>利用促進を図るため、副作用が少なく、高い治療効果が期待できる陽子線がん治療を分かりやすくアピールします。</p>
15	<p>大きな病院は費用が高くなるので、市町のクリニックを受診するような感じになっているが、そのためには、クリニックの治療内容や実績、医師の強みを開示していただけるとありがたい。</p>	<p>医療を受けられる方が、医療提供体制を理解し、適切な受療行動をとることができるよう、クリニックの診療内容や医師の専門に関する資格、連携している病院等をホームページ(医療情報ネット)で公表しており、引き続き周知に努めていきます。</p>
16	<p>小浜病院でも充実した医療が受けられるよう医師の確保や医療機器の整備などをお願いしたい。</p>	<p>小浜病院を救命救急センターに指定しており、引き続き必要な機器整備を支援するなど嶺南の救急医療の確保に努めていきます。</p> <p>また、医師の確保は、医療提供体制の構築に必要な施策と考えており、ご意見を踏まえ積極的に取り組んでいきます。</p>
17	<p>自己の体調不良をうまく伝えられない知的障害者の重症化予防に取り組む必要がある。</p> <p>かかりつけ医が、しっかり初期診断を行い、定期的な健診も含め必要に応じて大きな病院に紹介する体制を構築すべきである。</p>	<p>日ごろは、かかりつけ医を受診し、必要に応じて専門的な治療が受けられるよう、患者の紹介や逆紹介の促進など地域の中核的な病院とかかりつけ医の連携を進めていきます。</p>
18	<p>医療の質を高めるためには、高額医療機器の整備だけでなく、質の高い人材の確保・育成が必要である。</p>	<p>医療従事者の確保は、医療提供体制の構築に必要な施策と考えており、ご意見を踏まえ積極的に取り組んでいきます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
19	4月から障害者差別解消法が施行され、障害者への合理的配慮も必須となっている。広く皆様に重症心身障害者を知ってほしい。	<p>障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を事業者等に求めています。</p> <p>このため、障害者の差別的な取扱いの解消に向けた県民理解や事業者への啓発に取り組み、障害者の社会参加を推進していきます。</p>
20	障害児(者)を持った夫婦が新たに子を産み育て生活ができ、差別を受けない世の中になるよう、障害児(者)に対する地域理解を進めてほしい。	
21	多くの住民が住み慣れた地域で安心して最期まで暮らしていけるように、「見守り事業」など生活に視点をおいた垣根のない支援体制を構築すべきである。	<p>市町が介護保険事業の一環として、高齢者の見守りや介護者支援など生活支援サービスの充実に取り組んでいます。</p> <p>県としても、生活支援サービスの創出を担うコーディネーターを育成するなど市町の取組みを支援していきます。</p>
22	主治医や副主治医の業務負担軽減や多職種連携を進める長崎在宅 Dr.ネットなどを参考に、患者の医療・介護に速やかに対応できるよう情報共有など多職種連携を進めるべきである。	<p>本県では、坂井地区医師会が運営する「坂井地区在宅ケアネット」において、患者に対し主治医・副主治医を紹介する体制を構築しています。</p> <p>また、平成26年度からは全市町にコーディネーターを配置し、在宅ケアに関する相談窓口を設置するなど医療と介護の連携を進めています。</p> <p>今後は、坂井地区での取組みも参考に、情報共有など多職種連携による在宅医療の充実に取り組んでいきます。</p>
23	在宅医療は、町内で気軽に相談ができ、サービスが利用できるよになると良い。	<p>各市町が設置している地域包括支援センターにおいて、在宅ケアに関する相談に対応しています。</p> <p>また、今後は日常的な診療の他に、健康相談や在宅医療も含めて、様々な相談ができる「かかりつけ医」の普及啓発に取り組んでいきます。</p>
24	生活ができてこそ、自宅での介護(地域移行)ができる。介護のために貧困にならない、家族に不幸なことが起こらないようにすべきである。	<p>介護保険の利用者負担額が高額になった場合に上限額を超えた金額を市町等が支給する制度や、高齢夫婦二人暮らしで、一方が施設に入所した場合に在宅で生活する配偶者が生活困難にならないよう、施設の食費・居住費を引き下げる制度などがあります。</p> <p>このような制度の周知・普及を行うとともに、地域包括支援センターによる高齢者の日常生活支援など相談支援を進めていきます。</p>

【その他 3 件】

No.	意見の概要	意見に対する考え方
25	<p>県として、健康寿命の延伸に係る施策に取り組んでもらい、そもそも病院にかからなくてもよいようにするべきである。</p>	<p>福井の健康づくり応援計画に基づき、食生活の改善や生活習慣病等の予防に引き続き取り組んでいきます。</p>
26	<p>構想は、地域に住む必須条件ですから、過疎対策の面からも計画を前倒ししてでも早急に取り組んでいただきたい。</p>	<p>住民が安心して暮らせるよう、引き続き医師、看護師等の医療人材の確保や在宅医療の充実に取り組んでいきます。</p>
27	<p>医療・介護の連携基盤の地域医療構想の実現により限界地域解消に大いなる力を発揮することに期待します。</p>	